

会計における相対的真實性の成立論理

上野清貴

目次

- I はじめに
- II 真實性の原則の一般的説明
- III 構文論・意味論・語用論
- IV 会計理論における構文論・意味論・語用論
- V 語用論の体系としての会計理論と相対的真實性
- VI むすび

I はじめに

周知のように、わが国「企業会計原則」の一般原則の第1原則に、「真實性の原則」がある。そこでは、次のように規定されている。「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真實な報告を提供するものでなければならない。」

この真實性の原則の一般的説明によれば、そこで要求される真實性は絶対的真實性ではなく、相対的真實性であるといわれている。しかし、これは論理的に矛盾しているように思われる。なぜならば、普通に考えて、真實は1つであって絶対的なものであり、真實が複数あって相対的なものであるというのは、論理的にありえないからである。

それではなぜ、これまでの真實性の原則に関する説明ないし解説において、論理的に矛盾していると思われる相対的真實性が一般的な解釈なのであろうか。その成立論理を解明しようとするのが、本稿の目的である。

ある会計基準ないし会計原則を研究対象とする場合、その本質の解明にせよ理論構築にせよ、それを論理的に考察し、説明する必要がある。そして、これを行うためには、厳密な思考方法が必要であり、論理学的方法の助けを借りなければならない。厳密な思考を行い、論理的に解明するためには、思考原理としての論理学的方法が不可欠であるからである。そこで、本稿の目的は、会計における相対的真実性の成立論理を論理学的方法により解明することにある。

本稿は次のことを論述する。まず、真実性の原則の一般的な説明を改めて行う。次に、相対的真実性の成立論理を解明するための鍵として、論理学、とりわけ記号論理学を解説する。その場合、記号論理学は構文論、意味論および語用論の分野に分かれているので、それらの意味と規則を説明する。そして、これらの構文論、意味論および語用論が会計理論においてどのように適用されるのかを明らかにする。そして最後に、経験科学において語用論が最も重要であることを述べるとともに、この語用論の領域において会計における相対的真実性が論理的に成立することを解明する。

II 真実性の原則の一般的説明

上述したように、企業会計原則の一般原則の第1原則たる真実性の原則において、その真実性は相対的真実性であると一般に説明されている。筆者自身、これを以下のように説明している（上野 [2015] 31-33頁）。

真実性の原則は、企業会計原則における最高原則であり、他の諸原則の上に位置する総括的な基本原則である。この意味で、真実性の原則は共通一般原則とよばれ、他の6つの原則は個別一般原則とよばれる。

企業の財政状態および経営成績は、財務諸表によって報告されるものであるから、真実性の原則は、真実な財務諸表を作成しなければならないという原則である。そして、これは各個別一般原則の遂行によって保証され

ることになる。個別一般原則と共通一般原則たる真実性との関係を説明すると、次のようになる。

まず、会計行為は会計事実の認識から始まるが、資本・損益区分の原則と保守主義の原則がこれに関連する。資本をいかに規定するかによって、利益概念が異なってくるのであるから、事実在即して資本概念を具体的に規定することが必要である。同時に、会計計算は回顧的の数値のみを事実として扱うだけではなく、会計事実の内部でみられる何らかの因果関係に即して将来事象の予測をも扱わなければならない。予測計算において、予測値と実際値の誤差が最小になるように行わなければならない。それに加えて、企業に最も不利な事態が生じた場合の数値をも、会計事実の見積値として用いなければならない。これが保守主義の原則である。

次に、会計処理に関する個別一般原則として、正規の簿記の原則と継続性の原則をあげることができる。会計処理の枠組みを支える正規の簿記の原則と、会計処理に用いられる手続（会計処理の原則または手続）の継続的適用によって、会計数値の確実性と妥当性が保証されることになる。

さらに、会計報告に関する個別一般原則として、明瞭性の原則と単一性の原則があげられる。明瞭性は財務諸表の利用者の解読可能性と理解可能性を高めることにより、事実の誤りなき報告を可能にする。これに関連して、異なる用途（利用者）に対し、異なる様式の報告書が用いられる場合であっても、会計全体の共通目的が単一であるかぎり、会計数値は単一でなければならないはずである。これが単一性の原則である。

そして、これらの個別一般原則が、会計事実認識、会計処理および会計報告のそれぞれの段階で維持されるとき、共通一般原則たる真実性の原則は保証されることになる。これらの関係を示すと、図表1のようになる。

図表1 一般原則の体系と真実性の保証

共通一般原則	真 実 性		
個別一般原則	資本・損益区分 保守主義	正規の簿記 継続性	明瞭性 単一性
	事実認識	処 理	報 告

このようにして保証される真実性は、絶対的真実性ではなく、相対的真実性を意味するといえることができる。実践上の企業会計に対して、絶対的真実性を要求することは元来不可能であるからである。その理由は次のとおりである。

まず、会計処理および評価方法は、会計上の計算目的に応じて様々に変化する。一方では1つの会計事実について選択可能な多くの会計処理方法があり、他方では、その時々異なる計算目的に応じて選択する会計処理方法も異なってくる。

例えば、棚卸資産や固定資産の評価方法には選択可能な複数の方法が存在し、そのうちどれか1つの方法が絶対的に正しいと判定することは困難である。また、静態論の会計システムのもとでは、債権者保護を中核とする財産計算を会計目的としていたところから、時点的に正しい債権担保力表示を行うための会計処理方法が選択される。これに対して、動態論の会計システムのもとでは、株主保護を中核とする損益計算を会計の目的としているところから、期間的に適正な利益の算定を行うための会計処理方法が選択されることになる。

このように、ある選択された会計処理方法が適当か否かは、それが計算目的に適合しているかどうかという観点から判定するほかはない。この意味で、真実性の概念内容は目的依存的性格をもち、各時代における社会的・経済的環境条件との関連で相対的に変化するものである。

さらに、期間損益計算は、継続企業の取引活動を人為的に区切って行う

計算である。それぞれの損益がまだ完了していない段階で損益計算を行うのであるから、そこには当然、見積りの要素が介入する余地が多く、それを回避することはできない。例えば、固定資産の減価償却を行う場合には、耐用年数はすべて見積りによらざるをえない。このように、期間計算では主観的な見積りを回避できないという意味で、期間損益計算の真實性は相対的なものといわざるをえない。

これらのことから、真實性の原則における真實性は、相対的真實性であるということになる。

以上が真實性の原則に関する従来一般的な説明であるが、前述したように、これは論理的に矛盾しているように思われる。というのは、真實は1つであって絶対的なものであり、真實が複数あって相対的なものであるというのは、論理的にありえないからである。にもかかわらず、従来、真實性の原則における真實性は相対的真實性として解釈されている。

その解釈の一般的な説明は上述したところであるが、その論理的矛盾を指摘したものは筆者の知る限りではこれまでになく、またその無矛盾性を明らかにしたのもこれまでにはない。そこで、これを解明しようとするのが本稿の目的であるが、この問題を解く鍵は、前述したように、論理学、とりわけ記号論理学にあるように思われる。

Ⅲ 構文論・意味論・語用論

会計における相対的真實性の成立論理を解明し、さらに、会計理論の研究に論理学の手法を統一的に適用しようとする場合、論理学の概要をまず説明しなければならない。ここで論理学というとき、主として記号論理学を指すが、この記号論理学は構文論、意味論および語用論の分野に分かれることになる。そこで、本節は、これらの領域がそれぞれどのような内容と規則を有しているのかを明らかにすることとする。

1 構文論・意味論・語用論の意味

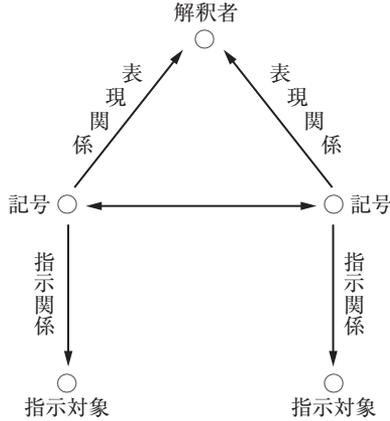
記号論理学では、3つの主要な因子が問題となる。それは、記号（言語）¹⁾、（記号の）指示対象および（記号の）解釈者であり、これらの関係を図示すると、図表2のようになる（永井 [1971] 144頁；永井 [1979] 89頁）。

これらのうち、特に形式的関係を抽象して扱う部門を構文論（syntactics；syntax）とよび、特に指示関係を抽象して扱う部門を意味論（semantics）とよび、特に表現関係を抽象して扱う部門を語用論（pragmatics）とよぶ²⁾。

すなわち、解釈者への関係や指示対象への関係を捨象し、ただ記号と記号との間の関係だけを抽象して考察する記号論の分野は構文論とよばれ

- 1) 記号とは、大雑把に言えば、ある生物にある条件のもとで反応行動を起こさせる刺激のことであり、これにはシンボルとシグナルが含まれる。シンボルとは、解釈者が提出し、それと同義な他の記号の代用として働く記号をいい、シグナルとは、そうでないすべての記号をいう。例えば、パブロフの条件反射の実験において、解釈者犬にとっての記号ブザーの音はシグナルであるが、解釈者人間にとっての記号「食物」はそれと同義なシンボルである。このように、シンボルとは言語のことであり、人間だけに認められるものであるので、記号の特別なものが言語であるということになる。記号論理学では、この言語記号のみが記号として取り扱われる。
- 2) 論理文法学でも、言語学でも、記号論以前において、「意味論」と「構文論」という用語を類似の意味で使用してきたが、必ずしも用法が一致していないので注意を要する。例えば、言語学上の意味論では、指示関係だけでなく表現関係をも扱っている。つまり、指示的意味だけでなく表現的意味をも扱っている。しかも、両者の記号論的な重大な相違に気づかず、「意味」という言葉を多義・曖昧のままにして、漠然と意味の理論を意味論とみなしている。特に、指示関係の理論としての意味論は、記号論理学における論理文法学としての意味論によって開拓されたものであり、言語学上の意味論では未踏の領域であった。構文論についても類似の事情がある。言語学上の構文論には、語用論的・意味論的な要素が混在し、形式的関係（言語の形式的構造）の理論としての構文論を十分に発展させることができなかつた。構文論もまた記号論理学の論理文法学によって開拓された新しい分野である（永井 [1971] 145頁）。

図表2 記号・指示対象・解釈者の関係

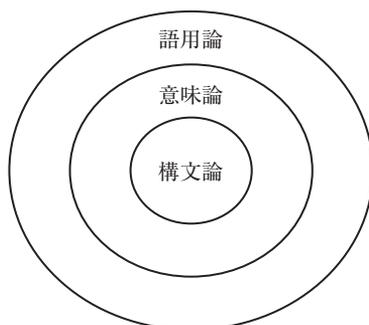


る。このように他の関係をまったく捨象し、記号や表現間の関係だけを抽象するとき、その関係は形式的関係といわれ、形式的関係に基づく表現の構造は形式的構造といわれる。構文論は表現の形式的構造の理論である。

また、解釈者への関係は捨象するが記号間の関係も指示対象への関係も捨象せず、指示対象への関係を中心とした抽象的考察は意味論とよばれる。記号と指示対象との関係を指示関係（指示するという関係）という。指示関係は意味関係であり、記号・表現の指示対象に対する指示関係が認識されるとき、記号・表現の指示的意味が理解されるといわれる。指示関係が捨象されないとき、記号間の関係はもはや形式的関係ではない。

さらに、記号過程について一切の捨象をせず、しかし記号と解釈者との関係を中心とした理論を語用論という。記号と解釈者との関係を表現関係（表現するという関係）というが、表現関係もまた意味関係である。記号・表現と解釈者との表現関係が認識されるとき、記号・表現の表現的意味が理解されるといわれる。一切の捨象が行われない語用論的視点においては、記号間の関係は単なる形式的関係ではなく、記号と対象との関係は単

図表3 構文論・意味論・語用論の関係



なる指示関係ではなくなっている。

以上のように、構文論は他の因子への関係を捨象して、もっぱら記号間の形式的関係のみを抽象した領域であり、意味論は指示関係の考察を主とし、表現関係を捨象する領域であり、語用論は表現関係の考察を主とする領域である。すると、構文論、意味論、語用論の間の関係は包含関係となり、図表3のように図示できるようになる。

これは次のことを意味している。すなわち、論理学としての構文論と意味論はそれぞれ相対的に独立した分野として成立しているが、認識の全体の視点に立つ認識論の見地から考察するとき、構文論は意味論によって補完されることを前提条件として、はじめて有意義な理論となる。意味論と語用論の間にもまったく同様の関係が成り立つ。語用論によって補完されるべく構成される適切な理論でないならば、その意味論は科学的認識として不毛な理論であるといわなければならない。

これはさらに次のことをも意味している。すなわち、指示関係を考慮に入れた記号と記号との関係は、もはや形式的関係（構文論的關係）ではなく意味論的關係であるから、当然意味論に属することになる。また、表現関係を考慮に入れた記号と指示対象との間の指示関係は、もはや意味論的

関係ではなく語用論の関係とみなすべきであるから、当然語用論に属すると解さなければならない。

2 構文論・意味論・語用論の規則

これらのことを念頭におきながら、以下では、構文論、意味論および語用論をそれぞれ相対的に独立した分野として取り扱い、各分野における諸規則を概説してみよう³⁾。

- 3) 記号論は別の視点から「純粹記号論」(pure semiotic) と「記述的記号論」(descriptive semiotic) とに分けられる。「記号」, 「記号過程」, 「解釈者」などの記号論的用語のいくつかを基本用語 (primitive term) とし、他の用語をそれらにより定義することによって導入し、また、それらの用語の意味分析に基づく分析的言明を定義として導出していく演繹体系が構成できる。このような記号論の分野を純粹記号論という。そして、この純粹記号論の枠組みを記号の経験的研究に応用したものが記述的記号論である。記述的記号論は記号を与えられた経験的事実として研究する記号の経験科学のすべてを包括する。記号を対象とした生物学、行動科学などの自然科学、心理学、社会学、歴史学などの人文・社会科学がその内容となる。いわゆる言語学もこの範囲に入る。記号論理学・数学基礎論の發展史において、メタ論理学、メタ数学、論理的な構文論・意味論、論理文法学などという名称のもとに開拓されてきた領域は、特殊な記号としての言語を対象とした純粹記号論である。

純粹記号論と記述的記号論の分類は、構文論、意味論、語用論の各分野について適用できる。そこで、純粹構文論と記述的構文論、純粹意味論と記述的意味論、純粹語用論と記述的語用論という各分野が成立する(永井 [1979] 96頁)。すなわち、次のように整理することができる。

記号論	構文論	純粹構文論
		記述的構文論
	意味論	純粹意味論
		記述的意味論
	語用論	純粹語用論
		記述的語用論

会計理論は経験科学に属するので、会計理論の記号論的研究は記述的記号

(1) 構文論

まず、構文論は形成規則と変形規則からなる。形成規則は文を形成する規則であり、変形規則は形成規則によって形成された文を変形する規則である。形成規則ではさらに記号と式が規定され、変形規則はさらに基本記号、定義、公理および推論規則からなる。

形成規則の内容は次のようである。

I 記号

(1) 文記号

a. 文定項： A, B, C, D, A_1, A_2 など

b. 文変項： p, q, r, s, t, p_1, p_2 など

(2) 結合記号

否定記号 (\sim), 選言記号 (\vee), 連言記号 (\cdot),

含意記号 (\supset), 等値記号 (\equiv)

(3) 括弧： (\quad)

II 式

(1) すべての文記号は式である。

(2) S が式ならば、 $\sim(S)$ の形式の表現もまた式 (否定式) である。

(3) S_i と S_j が式ならば、次の形式の表現もまた式である。

選言式： $(S_i) \vee (S_j)$, 連言式： $(S_i) \cdot (S_j)$,

含意式： $(S_i) \supset (S_j)$, 等値式： $(S_i) \equiv (S_j)$

(4) 上記の (1), (2), (3) を組み合わせたり、繰り返したりすることによって得られる表現はすべて式である。

変形規則は次のような内容を有している。

論の領域に属することになる。ただし、上述したように、記述的記号論は純粹記号論の枠組みを記号の経験的研究に応用したものであるので、以下では、純粹記号論の概要からまず説明する必要がある。

I 基本記号

- (1) 文記号（文定項と文変項）の全部
- (2) 結合記号のうち、否定記号（ \sim ）と選言記号（ \vee ）
- (3) 括弧（ ）

II 定義⁴⁾

- (1) $(S_i) \cdot (S_j) = \text{df } \sim ((\sim S_i) \vee (\sim S_j))$
- (2) $(S_i) \supset (S_j) = \text{df } (\sim S_i) \vee (\sim S_j)$
- (3) $(S_i) \equiv (S_j) = \text{df } ((S_i) \supset (S_j)) \cdot ((S_j) \supset (S_i))$

III 公理⁵⁾

- (1) $(p \vee p) \supset p$
- (2) $q \supset (p \vee q)$
- (3) $(p \vee q) \supset (q \vee p)$
- (4) $(q \vee r) \supset ((p \vee q) \supset (p \vee r))$

IV 推論規則⁶⁾

- (1) 代入則： S_i が公理または定理であるならば、式 i の中の文変項に

4) 構文論的方法においては、定義というのは、ただ定義項の代わりに被定義項を用いてもよいという規約に基づく規則にすぎない。被定義項と定義項とが同義であるというような主張でないのはもちろんのこと、被定義項を定義項と同義の関係にあるように用いるという意味上の規約でさえありえない。同義関係は意味論に属し、構文論には属さないからである。

5) S が公理であるならば、 S は式の空集合 Λ から直接導出可能なものとして、変形過程の任意の場所に導入することが許される。これが「公理の導入規則」であり、次のように表される。すなわち、 S が公理であるならば、 $\Lambda \vdash S$ であり、これは「 Λ から S が直接導出可能である」と読む。

6) 公理は、形成規則によって許された式の中から任意に選ばれた式で、変形過程において、公理の導入規則によって、どの場所にも導入できたり、代入則が適用できたりする性質などをもっているにすぎない。形成規則に違反する式は文計算の式とはみなされないし、変形規則に違反した推論は正しい推論とはみなされない。「正しい推論」といっても、ただ「変形規則に従う推論」とは異なる。

任意の式を一様に代入して得た式 S_j を S_i から推論してもよい。すなわち、 $(S_i) \vdash S_j$

(2) 正格法：式 $(S_i) \supset (S_j)$ と S_i から式 S_j を推論してもよい。すなわち、 $\{(S_i) \supset (S_j), S_i\} \vdash S_j$

(2) 意味論

次に、意味論であるが、これは形成規則と解釈規則からなる⁷⁾。形成規

論」という意味で、意味論における「論理的に正しい推論」とはまったく異なる。論理的に正しい推論では、真なる式から論理必然的に真なる式が推論され、科学的認識にとって重大な役割を果たしうるのであるが、構文論の意味において「正しい推論」はただ「変形規則に従った推論」というだけで、科学的認識にとって何らかの役割を果たすことはできない。そこで、意味論における論理的に正しい推論と区別して、これは「形式的に正しい推論」とよばれる（永井 [1971] 171-172頁）。

7) 永井は、意味論における形成規則と解釈規則を説明する際に、意味論の一連の定理を導出している。これは意味論の理解において重要であると思われるので、ここで掲げておくことにしよう（永井 [1971] 184-227頁）。

定理 1：論理的記号からなる文（分母式を除く）は論理確定的（すなわち恒真か恒偽）である。

定理 2：文 S は真であるか偽であるかのどちらかである。（排中律）

定理 3：文 S は真であると共に偽であることはない。（矛盾律）

定理 4：任意の表現 E_i と E_j について、 E_i と E_j の内包が同一であるならば、 E_i と E_j の外延もまた同一である。しかし、その逆は必ずしも成立しない。すなわち、外延が同一であっても内包が同一であるとは限らない。

定理 5：文の内包＝命題とは文の指示する真理条件であり、文の外延とは文の指示する真理値（真と偽）である。空でない外延が真であり、空な外延が偽である。

定理 6：任意の文 S （分母式を除く）について、 S が事実文であるならば、 S は事実に真か偽かどちらかである。

定理 7：任意の文 S （分母式を除く）について、 S が恒真ならば S は真である。

定理 8：任意の文 S （分母式を除く）について、 S が恒偽ならば S は偽である。

則は構文論のそれとまったく同じであり、解釈規則だけが異なる。これは、構文論における変形規則に代わって導入されたものであり、形成規則によって形成された記号と式に意味を与え、解釈するための規則である。解釈規則は、記述的記号である文定項に対する指示規則と、論理的記号である他の記号に対する文脈的定義に相当し、文の真理条件を規約する真理規則から構成されている。

I 指示規則⁸⁾

例えば、次のように文定項と指示対象との指示関係について規約される。

- (1) 「A」は「この机は重い」という命題を指示する。
- (2) 「B」は「この椅子は重い」という命題を指示する。

II 真理規則

- (1) $\sim (S)$ が真であるのは、 S が偽であるとき、そしてそのときに限る。
- (2) $(S_i) \cdot (S_j)$ が真であるのは、 S_i と S_j が共に真であるとき、そしてそのときに限る。
- (3) $(S_i) \vee (S_j)$ が真であるのは、 S_i か S_j が少なくともその1つが真であるとき、そしてそのときに限る。
- (4) $(S_i) \supset (S_j)$ が真であるのは、 S_i が偽か S_j が真か少なくともその1つであるとき、そしてそのときに限る。
- (5) $(S_i) \equiv (S_j)$ が真であるのは、 S_i と S_j の真理値が等しいとき、そ

定理9： $\Lambda \rightarrow S$ ならば、 S はトートロジーである。（ここで、「 $\Lambda \rightarrow S$ 」は「前提 Λ は結論 S を論理的に含意する」と読む。）

- 8) 指示規則は、文論理学を経験的認識（経験科学）に応用する場合に必要なが、文論理学の理論を展開するだけの純粋論理学においては必要がない。したがって、本文での説明は、文論理学を経験科学に応用する場合の説明である。

図表4 真理表による真理規則

S	$\sim(S)$	S_i	S_j	$(S_i) \cdot (S_j)$	$(S_i) \vee (S_j)$	$(S_i) \supset (S_j)$	$(S_i) \equiv (S_j)$
1	0	1	1	1	1	1	1
0	1	1	0	0	1	0	0
		0	1	0	1	1	0
		0	0	0	0	1	1

してそのときに限る。

いま、真を1で示し、偽を0で示すと、この真理規則は図表4のような真理表によって表すことができる。

(3) 語用論

最後に、語用論における諸規則を説明しよう。上記の意味論では「真理」という概念が問題となったが、語用論では「検証」ないし「確証」という概念が問題となる。

検証（確証）は真理の認識の意味であり、検証方法（確証方法）は真理条件そのものではなく、真理条件の認識である。それは真理条件と区別して検証条件あるいは確証条件といわれるべきものである。したがって、意味の検証理論でいうところの「意味」は、意味の意味論的理論における「意味」すなわち「内包」ではなく、内包の認識である。検証（確証）が真理そのものではなく、その認識であるのとまったく類比的に、検証理論における「意味」は真理条件（内包）そのものではなく、真理条件（内包）の認識であり、検証条件（確証条件）である。

語用論においても、形成規則と解釈規則からなると考えられ、形成規則は構文論のそれとまったく同じであるが、解釈規則は意味論のそれとは異なる。意味論では、解釈規則は指示規則と真理規則から構成されていたが、語用論における解釈規則は、意味論における指示規則および真理規則に対応して、記号と解釈者との間の表現関係を規約する表現規則と、文の

検証条件を規約する検証規則からなる。検証条件とは文が検証または反証されたということのできる条件であり、真理表に類似した検証表によって、検証条件を明示することができる。それらの内容は次のとおりである。

I 表現規則

表現規則の例をあげると、次のようになる。

- (1) 「A」は「この机は重い」という判断を表現する。
- (2) 「B」は「この椅子は重い」という判断を表現する。

II 検証規則

ここでは、次のような真理表の検証表への読み替えが必要となる。すなわち、1は「真」ではなく「検証」の代わりに用いられ、0は「偽」ではなく「反証」の代わりに用いられる。例えば、否定文 $\sim(S)$ は、 S が検証される場合には反証され、 S が反証される場合には検証されると読み替える。したがって、上記の意味論における真理規則は次のように読み替えられることになる。

- (1) $\sim(S)$ が検証されるのは、 S が反証されるとき、そしてそのときに限る。
- (2) $(S_i) \cdot (S_j)$ が検証されるのは、 S_i と S_j が共に検証されるとき、そしてそのときに限る。
- (3) $(S_i) \vee (S_j)$ が検証されるのは、 S_i か S_j が少なくともその1つが検証されるとき、そしてそのときに限る。
- (4) $(S_i) \supset (S_j)$ が検証されるのは、 S_i が反証されるか S_j が検証されるか少なくともその1つであるとき、そしてそのときに限る。
- (5) $(S_i) \equiv (S_j)$ が検証されるのは、 S_i と S_j の検証値（反証値）が等しいとき、そしてそのときに限る。

IV 会計理論における構文論・意味論・語用論

以上の記号論理学における構文論、意味論および語用論の諸規則を念頭において、それでは、会計理論における構文論、意味論および語用論の分野を明確にし、各領域における諸規則を解明してみよう。

1 構文論

前節で明らかにしたように、構文論は記号と記号との間の関係を抽象して考察する記号論の分野であり、会計理論において記号とは主として勘定と考えられるので、会計理論における構文論は勘定と勘定との間の関係を抽象して考察する分野であるということになる。これは一般に会計構造論としてこれまで研究されてきた分野である。

記号論理学における構文論は形成規則と変形規則とに区分されたが、この区分を会計理論における構文論に適用してみると、形成規則における記号は、文記号として日付、借方、貸方、勘定科目および金額があげられるであろう。これらは記号論理学における文定項に相当するものである。また、結合記号として、勘定形式としてのT字型フォーム、等式記号(=)、構造記号としての(+、-)および増減記号としての(+、-)が考えられる。

ここで、等式記号は貸借対照表等式や損益計算書等式などの会計等式の左辺と右辺とを結合する記号であり、さらに、定義式において左辺の被定義項と右辺の定義項とを結合する記号である。例えば、利益計算等式[利益=期末資本-期首資本]において、利益は被定義項であり、期末資本-期首資本は定義項であり、両者を等式記号で結合しているのである。

構造記号とは会計等式および定義式において各会計構成要素が構造的に有している「+」または「-」の記号である。例えば、上記の利益計算等

式〔利益＝期末資本－期首資本〕において、利益および期末資本は構造的にプラスの性質を有しているので「+」の構造記号を付与され、期首資本は構造的にマイナスの性質を有しているので「-」の構造記号を付与されることになる。これに対して、増減記号とは各要素が増減するときに用いられる記号であり、当該要素が増加する場合には「+」の記号が付与され、減少する場合には「-」の記号が付与されることになる。

さらに、記号論理学の形成規則における式は、会計理論では会計等式および定義式に相当するであろう。記号論理学では、式は文記号と結合記号を組み合わせて形成するものであり、これを会計理論に適用してみると、会計等式および定義式はまさに主たる文記号である勘定と結合記号である等式記号等を組み合わせて形成したものにはかならないからである。例えば、利益、期末資本および期首資本という文記号と、等式記号および構造記号を組み合わせて形成したのが〔利益＝期末資本－期首資本〕であり、利益計算等式である。そして、これが会計理論において形成規則における式となるのである。

それでは、会計理論の構文論において、変形規則とはどのようなものであろうか。記号論理学では、変形規則に用いられる基本記号に文記号、結合記号などがあったが、会計理論においても上記の文記号、結合記号、会計等式および定義式のすべてが用いられる。そして、その主要な規則が代入則に代表される推論規則であり、その結果として、財務諸表が作成されることになる。ここではいわば、利益計算等式が記号論理学における公理となり、様々な定義式を経て、代入則が推論規則となるのである。

これらのことを理解するために、いま、一般的な会計システムの基礎構造を、構文論的に説明してみよう。

その場合、上で示唆したように、利益計算等式〔利益＝期末資本－期首資本〕を公理として出発することができる。これは、利益が1期間におけ

る企業の純資産（資本）の増加であることを意味しており、いわゆる資産負債観および財産法における利益計算等式を公理として仮定している。これを数式的に表すと、ある企業における第 t 期の利益 (Y_t) は、次のように示すことができる。

$$Y_t = K_t - K_{t-1} \quad (1)$$

ここで、 K_t は t 期末における企業資本であり、 K_{t-1} は t 期首における企業資本である。これらは文記号であり、「=」および「-」は結合記号であり、全体は式である。

これらの企業資本はさらに以下のように分解することができる。まず、期首における企業資本は次のようである。

$$K_{t-1} = A_{t-1} - L_{t-1} \quad (2)$$

ここで、 A_{t-1} は t 期首における企業資産であり、 L_{t-1} は t 期首における企業負債である。これは企業資本を定義する定義式であるといえることができる。次式以下も同じである。

前者の企業資産は貨幣資産、金融資産および非貨幣資産に分解することができ、非貨幣資産はさらに、棚卸資産、償却資産および非償却資産に分解することができるので、(2) 式は次のように展開することができる。

$$\begin{aligned} K_{t-1} &= M_{t-1} + V_{t-1} + N_{t-1} - L_{t-1} \\ &= M_{t-1} + V_{t-1} + I_{t-1} + G_{t-1} + O_{t-1} - L_{t-1} \end{aligned} \quad (3)$$

ここで、 M_{t-1} は t 期首における貨幣資産であり、 V_{t-1} は金融資産であり、 N_{t-1} は非貨幣資産である。さらに、 I_{t-1} は t 期首における棚卸資産であり、 G_{t-1} は償却資産であり、 O_{t-1} は非償却資産である。

したがって、期末における企業資本は次のようになる。

$$K_t = M_t + V_t + I_t + G_t + O_t - L_t \quad (4)$$

これらの諸資産および負債はさらに分解することができ、それぞれ以下のように展開することができる。まず、期末の貨幣資産は、期首の貨幣資産に当期の収入を加算し、当期の支出を控除したものである⁹⁾。そして、当期の収入はさらに当期の売上高とその他の収益に分解することができ、当期の支出も棚卸資産購入高、営業費およびその他の費用に分解することができる。したがって、 t 期末の貨幣資産は次のようになる。

$$\begin{aligned} M_t &= M_{t-1} + R_t - E_t \\ &= M_{t-1} + (S_t + X_t) - (B_t + H_t + Z_t) \end{aligned} \quad (5)$$

ここで、 R_t は t 期の収入であり、 E_t は支出である。さらに、 S_t は t 期の売上高であり、 X_t はその他の収益である。そして、 B_t は t 期の棚卸資産購入高であり、 H_t は営業費であり、 Z_t はその他の費用である。

期末の棚卸資産は、期首の棚卸資産に当期の棚卸資産購入高を加算し、そこから当期の売上原価を控除したものである。したがって、 t 期末の棚卸資産は次式のようになる。

$$I_t = I_{t-1} + B_t - C_t \quad (6)$$

ここで、 C_t は t 期の売上原価である。

期末の償却資産は、期首の償却資産から当期の減価償却費を控除したものである。それゆえ、 t 期末の償却資産は次のように表すことができる。

$$G_t = G_{t-1} - D_t \quad (7)$$

9) 本稿では、現金取引を仮定している。したがって、収入は原則として収益を意味し、支出は費用を意味している。これは、議論を簡単にするためである。

ここで、 D_t は t 期の減価償却費である。

期末の金融資産、非償却資産および負債は、期首のそれと基本的に同じであると仮定する。したがって、 t 期末の金融資産、非償却資産および負債はそれぞれ次式のようになる。

$$V_t = V_{t-1} \quad (8)$$

$$O_t = O_{t-1} \quad (9)$$

$$L_t = L_{t-1} \quad (10)$$

そして、これらの式を(4)式に代入すると、 t 期末における企業資本は次のように表現しなおすことができる。これは代入則による推論規則の適用であるということが出来る。次式以下も同じである。

$$\begin{aligned} K_t = & M_{t-1} + (S_t + X_t) - (B_t + H_t + Z_t) \\ & + V_{t-1} + I_{t-1} + B_t - C_t + G_{t-1} - D_t + O_{t-1} - L_{t-1} \end{aligned} \quad (11)$$

したがって、第 t 期の利益は、(11)式から(3)式を控除することによって導き出され、次のようになる。

$$\begin{aligned} Y_t = & M_{t-1} + (S_t + X_t) - (B_t + H_t + Z_t) \\ & + V_{t-1} + I_{t-1} + B_t - C_t + G_{t-1} - D_t + O_{t-1} - L_{t-1} \\ & - (M_{t-1} + V_{t-1} + I_{t-1} + G_{t-1} + O_{t-1} - L_{t-1}) \\ = & S_t + X_t - C_t - D_t - H_t - Z_t \end{aligned} \quad (12)$$

それでは次に、上記の諸式に基づいて、財務諸表（期首貸借対照表、損益計算書および期末貸借対照表）の雛形を作成してみよう。これらも変形規則における推論規則の適用に該当する。

まず、期首貸借対照表は、(3)式より次のように数式的に表すことができる。

$$M_{t-1} + V_{t-1} + I_{t-1} + G_{t-1} + O_{t-1} = L_{t-1} + K_{t-1} \quad (13)$$

ここで、この式の左辺は借方を表しており、右辺は貸方を表している。したがって、これを勘定形式で示すと、期首貸借対照表は次のようになる。

期首貸借対照表				
貨幣資産	M_{t-1}		負債	L_{t-1}
金融資産	V_{t-1}		資本	K_{t-1}
棚卸資産	I_{t-1}			
償却資産	G_{t-1}			
非償却資産	O_{t-1}			

損益計算書は、(12)式より次のように数式的に表すことができる。

$$C_t + D_t + H_t + Z_t + Y_t = S_t + X_t \quad (14)$$

したがって、これも勘定形式で示すと、損益計算書は次のようになる。

損益計算書				
売上原価	C_t		売上高	S_t
減価償却費	D_t		その他の収益	X_t
営業費	H_t			
その他の費用	Z_t			
利益	Y_t			

ここで、売上原価と減価償却費は、(6)式と(7)式よりそれぞれ次のように算出されることになる。

$$C_t = I_{t-1} + B_t - I_t \quad (15)$$

$$D_t = G_{t-1} - G_t \quad (16)$$

そして、期末貸借対照表は、(4)式と(1)式より次のように数式的に表すことができる。

$$M_t + V_t + I_t + G_t + O_t = L_t + K_{t-1} + Y_t \quad (17)$$

したがって、これも勘定形式で示すと、期末貸借対照表は次のようになる。

期末貸借対照表					
貨幣資産	M_t	負債		L_t	
金融資産	V_t	資本		K_{t-1}	
棚卸資産	I_t	利益		Y_t	
償却資産	G_t				
非償却資産	O_t				

2 意味論

それでは次に、会計理論における意味論に目を向けてみよう。記号論理学では、意味論は記号と指示対象との間の指示関係を抽象して考察する領域である。指示関係は意味関係であり、記号の指示対象に対する指示関係が認識されるとき、記号の指示的意味が理解されることになる。さらに、記号の指示的意味とは、記号が現実存在する指示対象をもつための条件であり、記号の内包である。記号が指示する条件が満たされれば、記号は(空でない)外延をもつとか、現示するとか、真であるなどといわれる。したがって、記号の内包とは記号の指示する真理条件であり、記号の外延とは記号の指示する真理値(真と偽)である。空でない外延が真であり、空な外延が偽である。

これらのことを会計理論に適用すると、会計理論における主たる記号は

勘定であるので、勘定の指示的意味、つまり勘定とそれが表示する対象との数値的關係を考察することが会計理論の意味論において重要な課題となる。勘定と対象との数値的關係は一般に測定ないし評価とよばれているので、会計理論における意味論の中心は会計測定論ないし会計評価論ということになる¹⁰⁾。

記号論理学における意味論は形成規則と解釈規則とに区分され、形成規則はさらに構文論のそれと同じであったが、会計理論の意味論においてもこのことは妥当する。そこで、問題は解釈規則であり、この解釈規則は指示規則と真理規則から構成されているが、このうち、会計理論における指示規則は、例えば各会計システムとの關係で述べると、次のようになる。

- (1) 「 A_{ht-1} 」は「取得原価会計において、取得原価で評価した期首資産の測定値である」という命題を指示する。
- (2) 「 A_{bt-1} 」は「購入時価会計において、購入時価で評価した期首資産の測定値である」という命題を指示する。
- (3) 「 A_{at-1} 」は「売却時価会計において、売却時価で評価した期首資産の測定値である」という命題を指示する。
- (4) 「 A_{et-1} 」は「現在価値会計において、現在価値で評価した期首資産の測定値である」という命題を指示する。

そして、このような指示規則に対する真理規則は、前節で示した「 $\sim(S)$ が真であるのは、 S が偽であるとき、そしてそのときに限る」ということになる。しかしながら、この場合の指示規則に対する真偽の確定は文

10) 会計理論における意味論は会計測定論ないし会計評価論であることを、青柳は「会計言語の意味論は、勘定とそれが表示する対象との關係を研究する測定論ないし評価論である」（青柳 [1991] 40頁）と述べ、さらに、「測定は規則にしたがって対象に數値を割り当てる過程である。……この過程を律するルールが意味論的規約としての測定ルールである」（青柳 [1979] 125頁）と明確に述べている。

の内包だけで真偽を確定する論理的手続で行うことができず、真偽を確定するための経験的手続としての検証の方法が必要となることに注意しなければならない。論理的手続だけで真偽が確定しない文を「事実的な文」もしくは「論理不確定な文」というが、経験科学たる会計理論における文はほとんど経験的な文であり、事実的な文となるのである¹¹⁾。

事実的文の真偽を「事実的真」および「事実的偽」とよぶことにすると、事実的真か事実的偽かを確定するための方法が検証の方法である。しかし、ここで留意しなければならないことは、意味論の観点からは、事実的文は真偽を論理的に確定することができないということがいえるにとどまり、検証という経験的手続によって、事実的文の事実的真偽は確定すべきであるということはいっていないということである。意味論の範囲内では、事実的文は経験的文であるともないともいうことができず、事実的真偽は経験的真偽であるともないともいうことができないのである。文と経験との間の関係は記号と解釈者との間の表現関係であるから、検証の方法論は語用論に属し、意味論を超えているのである（永井 [1971] 201-202頁）。

3 語 用 論

そこで、語用論の説明に移らなければならない。記号論理学では、語用論は記号と解釈者との間の表現関係を抽象して考察する領域である。表現

11) これに対して、形式科学すなわち数学や論理学の領域に属する文には、論理的手続だけで真偽が確定するものがある。それは「論理確定的な文」といわれ、特に、真であると論理的に確定する文が恒真文、トートロジー、論理的に真な文、分析的な文などとよばれ、偽であると論理的に確定する文は恒偽文、矛盾文、論理的に偽な文などとよばれる。例えば、 $A \vee \sim A$ (A または A でない)は恒真文であり、 $A \cdot \sim A$ (A であるとともに A でない)は恒偽文である。また、恒真文の否定 $\sim(A \vee \sim A)$ は恒偽文となり、恒偽文の否定 $\sim(A \cdot \sim A)$ は恒真文となる。

関係もまた意味関係であり、記号と解釈者との表現関係が認識されるとき、記号の表現的意味が理解されることになる。前述したように、語用論では「検証」ないし「確証」という概念が重要となり、検証理論における「意味」は真理条件（内包）そのものではなく、真理条件（内包）の認識であり、検証条件（確証条件）である。

これらを会計理論に適用すると、会計理論における主たる記号は勘定であるので、勘定の表現的意味、つまり内包の認識を考察することが会計理論の語用論において最も重要な課題となる。勘定の内包の認識は主観と関係し、主観は有用性の見地から会計情報の利用目的を指向する会計機能と密接な関係を有するので、会計理論における語用論の中心は会計機能論ということになる。したがって、語用論においては、会計構成要素の測定値は会計機能の観点から導き出され、さらに適用すべき会計システムないし会計処理方法も会計機能に対する適合性の有無という観点から選択されるのである。

記号論理学における語用論も形成規則と解釈規則からなり、形成規則は構文論のそれとまったく同じであるが、解釈規則は表現規則と検証規則から構成されていた。会計理論においても、形成規則はやはり会計理論における構文論のそれと同じであり、したがって表現規則と検証規則が問題となる。このうち、表現規則は会計機能と密接に関係しており、意味論を説明する際に示した各会計システムとの関係を例にとると、次のようになる。

- (1) 「 A_{ht-1} 」は「取得原価会計において、取得原価で評価した期首資産の測定値である」という判断を表現する。
- (2) 「 A_{bt-1} 」は「購入時価会計において、購入時価で評価した期首資産の測定値である」という判断を表現する。
- (3) 「 A_{at-1} 」は「売却時価会計において、売却時価で評価した期首資産

の測定値である」という判断を表現する。

- (4) 「 A_{et-1} 」は「現在価値会計において、現在価値で評価した期首資産の測定値である」という判断を表現する。

この表現規則は具体的には資産の測定概念を表しているが、これが本来の意味での概念であることに注意しなければならない。もともと記号と概念との間の関係は表現関係であり、概念は必ずだれかの概念であって、主観的である。概念は記号によって表現される思想・心像であり、それは表現的意味であって指示的意味ではないのである。その証拠は、会計構成要素の測定概念が各会計システムないし会計処理方法において異なっているということである。例えば、「資産」という測定概念は取得原価会計と売却時価会計とは異なっている。これは、両会計システムにおいて、「資産」という記号とその測定概念との関係が指示関係ではなく、主観的な表現関係にあるからにほかならないのである。

そして、このような測定概念を規定した表現規則に対する検証規則は、「 \sim (S) が検証されるのは、S が反証されるとき、そしてそのときに限る」ということになる。会計理論における文はほとんど経験的な文であり、事実的な文であるので、その真偽を確定するために経験的手続としての検証の方法が必要となり、これらの表現規則は経験的に検証ないし反証されなければならない。

しかしながら、これらの表現規則が経験的に検証されたからといって、その会計理論が必ずしも正当化されるわけではない。会計理論を正当化するためには、表現規則の経験的検証に加えて、論理的検証が必要となるのである。というのは、会計理論それ自体は会計を対象としたメタ理論の体系であり、対象理論の体系ではないので¹²⁾、語用論の領域においても論理

12) 一般に、言語には階層性があり、すべての言語は対象言語とメタ言語に区別される。対象言語とは、言語外の対象について考察する言語であり、メタ

的説明が是非とも必要となるからである。

その場合の具体的な方法は、各会計システムないし会計処理方法の会計機能を特定し、競合する会計機能を論理的・言語的に分析し、最終的に、ありうべき会計機能に適合する会計システムないし会計処理方法を探求していくことであろう¹³⁾。

V 語用論の体系としての会計理論と相対的真實性

これまで、会計における相対的真實性の成立論理を明らかにすることを目的として、論理学および会計理論における構文論、意味論および語用論の領域をかなり詳しく説明した。これらは相対的真實性の成立論理を解明するための鍵となるのであるが、本稿の目的を達成するためには、さら

言語とは、対象言語について語る言語であり、反省的思考に対応し、反省的思考の媒体となる言語である。そして、対象言語で構成される理論を対象理論といい、メタ言語で構成される理論をメタ理論という。会計理論は、対象言語である資産、負債、資本、収益、費用、利益等の用語や勘定名、測定値等の会計言語について語るメタ言語の体系であり、メタ理論に属するということができる。

- 13) 注3) で述べたように、会計理論は経験科学に属するので、会計理論の記号論的研究は全体として記述的記号論の領域に属することになる。ただし、ここにおける論理的検証は記述的語用論ではなく、純粹語用論の領域に属することに注意しなければならない。

検証方法は発見の方法ではなく、正当化の方法であるから、検証方法を論ずる方法論は発見の方法論ではなく、理論的正当化の方法論である。したがって、検証の方法論は論理学である。「検証」という語用論の用語は行動学用語に依存するので記述的記号であり、その定義に依存しているので、記述的記号の意味（＝内包）に依存する分析的言明である。したがって、応用論理学に特有な分析的言明である。しかし、経験的総合的言明ではないから、「検証」という語用論の概念の分析にかかわる語用論は経験科学（＝記述的語用論）ではなく、メタ論理学（＝純粹語用論）であるといわなければならない（永井 [1976], 180頁）。それゆえ、ここでいう論理的検証は純粹語用論の領域に属するのである。

に、論理学および会計理論における構文論、意味論および語用論のうち、これらの分野を全体的に統合しようとする場合、どの領域が基本的な役割を果たすのかを述べる必要がある。それゆえ、本節ではこれについて述べ、それとの関係で会計における相対的真実性の成立論理を明らかにすることとする。

1 語用論の体系としての会計理論

論理学としての構文論と意味論は、それぞれ相対的に独立した部門として成立している。しかし、認識の全体の視点に立つ認識論の見地から考察するとき、構文論は意味論によって補完されることを前提条件として、はじめて有意義な理論となる。例えば、構文論のみの視点に立ち、意味論による補完をまったく考慮しないならば、証明可能な式は、まったくでたらしめな変形規則のもとに、勝手に選ばれた公理と公理から導出された式にすぎないから、当然分析的な式である保証はない。意味論と語用論の間にもまったく同様の関係が成り立つ。語用論によって補完されるべく構成される適切な意味論でないならば、科学的認識として不毛な理論であるといわなければならない（永井 [1988] 164-165頁）。

すなわち、構文論の方法は意味論的方法から分離しては論理学としての性格は失われる。そこで、構文論の方法は意味論的方法と統合される場合にだけ論理学の方法としての具体性が認められることになる。そして、両方法が統合されたものは、再び意味論的方法なのである。しかし、論理学の具体的全体を考えると、このような意味論はなお抽象的であり、語用論との統合を図らなければならない。そして、これらの方法が統合されたものが再び語用論的方法なのであり、これによって、論理学は具体化を完了するのである。

語用論は解釈者との間の表現関係つまり主観との依属・相関関係の考察

が中心に据えられるが、記号過程内のいかなる関係も捨象されないので、記号過程を考察する最も高次の具体的・全体的な視点である。したがって、論理学において、構文論、意味論および語用論の領域が相対的に独立しているとはいえ、これらを全体的に統合しようとするならば、語用論が最も重要であり、基本的な役割を果たすことになるのである。

これとまったく同じことが、会計理論などの経験科学にも妥当する¹⁴⁾。経験科学は技術を通じて人間の生活にとって拒否することのできない価値をもっている。そこで、経験科学を成立させるという目的が生じるが、これは価値判断であるから、価値論の領域に属する。この目的を実現する手段として、科学言語は経験主義的でなければならないという具体的価値判断が導かれ、この価値判断が経験主義的言語の要請であり、経験主義の原則である。したがって、経験主義の原則は、理論的立場から真理であると主張されるのではなく、実践的立場から実用的に価値が受け入れられるのである。経験主義的言語という枠組み自体の妥当性は、真理値ではなく、有用性である（永井 [1962] 124頁）。

そこで、経験主義的言語という枠組みの構成は、意味論の枠内では不可能であり、語用論の領域に踏み込まなければならない。なぜならば、「経

14) とはいうものの、論理学と経験科学との相違もまた明確である。論理学の正しい知識は定理として定式化されるが、それは経験科学の正しい知識とは次のように異なっている。すなわち、論理学の定理は分析的な知識であるが、経験科学の正しい知識は総合的な知識である。さらに、語用論的視点から特徴づけると、前者はアприオリな知識であるが、後者は経験的な知識である。つまり、論理学の定理は、真であるとして正当化するのに経験的な検証を必要としないという意味でアприオリであるのに対し、経験科学の知識は、それが真であることを正当化するには経験的検証を必要とするのである。したがって、論理学の対象理論面は分析的理論であり、アприオリな理論である。これに対して、経験科学の対象理論面は総合的理論であり、経験理論である。

験」という概念は主観への関係を含む語用論の概念であるからである。ここでは、構文論は意味論を前提とし、意味論は語用論を前提として構成されることになる。そして、このような構文論および意味論は語用論に属すると考えることができ、これらの全体が語用論の理論となるのである。

これは、具体的には次のように行われる。すなわち、意味論的方法で解釈された理論を構成する場合に、明示的にか黙示的にか、経験主義の立場に立つ語用論的方法によって構成される理論と合致するように、形成規則と解釈規則が選択される。解釈規則は経験主義の立場に立つ検証規則と合致するように構成されるのである。経験主義の立場に立つというのは、言語を経験主義的言語に限るということである。経験主義的言語というのは、その言語に現れるすべての記述的記号が直接的にか間接的にか知覚的経験を表現している言語であり、したがって、知覚的経験に対して表現関係にあるような言語である。

そこで、経験主義的言語の構成は意味論の範囲を超え、語用論の観点に立たなければならないことになる。構文論はもちろんのこと、意味論自体は経験主義に対して中立的である。しかし、実際には、構文論は意味論を予想し、意味論は経験主義的な語用論を予想し、それと合致するように意図されるので、中立的ではない。つまり、科学は経験主義の枠組を仮定しており、科学言語は経験主義的言語なのであり、全体として語用論の領域に属するのである（永井 [1971] 245-246頁）。

したがって、経験科学としての会計理論では、個々の領域において構文論、意味論および語用論が相対的に独立しているが、全体的な観点からすると、経験主義的言語を使用する語用論が基本的な役割を果たし、語用論によって統合されるのである。具体的には、会計機能論が会計理論構成の前提であり、この会計機能論を基礎として、会計構造論および会計測定論が構築されるのである。そして、経験科学である以上、会計理論は経験主

義的言語を使用し、全体として語用論の領域に属しているのである。会計理論は語用論の体系であるということを認識しておかなければならない。

2 相対的真實性の成立論理

上述したように、論理学において、構文論、意味論および語用論の領域が相対的に独立しているとはいえ、これらを全体的に統合しようとするならば、語用論が最も重要であり、基本的な役割を果たすことになる。そして、これとまったく同じことが会計理論にも妥当し、会計理論を全体的に統合しようとする場合、語用論としての会計機能論が最も重要となり、会計理論は語用論の体系であるということが出来る。

これを踏まえて、論理学における意味論と語用論の諸規則に立ち返ってみると、意味論では「真理」という概念が問題となったが、語用論では「検証」ないし「確証」という概念が問題となった。

前述したように、検証（確証）は真理の認識の意味であるから、検証方法（確証方法）は真理条件そのものではなく、真理条件の認識である。それは真理条件と区別して検証条件あるいは確証条件といわれるべきものである。したがって、意味の検証理論でいうところの「意味」は、意味の意味論的理論における「意味」すなわち「内包」ではなく、内包の認識である。検証（確証）が真理そのものではなく、その認識であるのとまったく類比的に、検証理論における「意味」は真理条件（内包）そのものではなく、真理条件（内包）の認識であり、検証条件（確証条件）である。

それゆえ、「真理」と「検証（確証）」を厳密に区別する必要がある。真理そのものは絶対的であり、人間によって認識されるかどうかには関わりがないが、真理の認識としての検証は相対的であり、特定の間人 x と時間 t とに依存するのである。

真理そのものには絶対的と相対的の区別はなく、単に絶対的であるが、

真理の認識としての検証は絶対的と相対的の区別が可能である。相対的な検証の程度が次第に高まり、その方向に想定される極限概念が絶対的な検証である。したがって、絶対的検証は現実を示されるものではなく、やはり理念的な存在性格のものである。しかし、知識が絶対的に検証されている（絶対に確実である）ということと、真であることを混同してはならない。真理は主観から独立であるという性質をもつ意味論の概念であるのに対し、相対的にしろ絶対的にしろ検証は経験に依存するという性質をもつ語用論の概念であるからである（永井 [1976] 98-99頁）。

そして、論理学において、語用論が最も重要であり、基本的な役割を果たすのであるから、真理の認識としての検証が重要となる。さらに、この検証は相対的であるので、ここに、論理学における相対性が成立することになる。

これとまったく同じことが会計理論についてもいうことができる。会計理論において、語用論としての会計機能論が最も重要となり、会計理論は語用論の体系である。この会計機能論は有用性に基づいており、これは価値判断であるから、価値論に属している。さらに、この価値判断は相対的であり、特定の間人 x と時間 t とに依存し、それぞれの真実性が認識されるのである。ここに、語用論の体系としての会計理論において、相対的真実性が論理的に成立することになる。

したがって、結論として、会計理論は語用論の体系であり、相対的真実性を必要条件とした体系であるということができる。さらにいうならば、会計理論は語用論に基づく相対的真実性を積極的要件とした体系であり、そこにおける相対的真実性は論理的に無矛盾の性質を有しているのである。

VI む す び

以上、本稿では、会計における相対的真実性の成立論理を明らかにすることを目的として、まず、「企業会計原則」における「真実性の原則」の一般的な説明を行った。次に、相対的真実性の成立論理を解明するための鍵として、論理学、とりわけ記号論理学を構文論、意味論および語用論の分野別にそれらの意味と規則をかなり詳細に解説し、これに基づいて、会計理論における構文論、意味論および語用論がどのような会計領域に属するのかを明らかにした。

そこでは、会計理論において構文論は会計構造論の領域に属し、意味論は会計測定論の領域に属し、語用論は会計機能論の領域に属することを指摘した。そして、会計理論を全体的に統合しようとする場合、これらのうち、会計機能論が最も重要であり、会計理論は語用論の体系であることを解明した。

そして最後に、記号論理学の語用論において、真理の認識としての検証は相対的であり、特定の間人 x と時間 t とに依存するので、相対的真理性が論理的に成立するのと同様に、会計理論の語用論においても、会計機能は相対的であり、やはり、特定の間人 x と時間 t とに依存するので、相対的真実性が論理的に成立することを明らかにした。

以上が本稿の概要であるが、これにより、改めて真実性の原則に関する相対的真実性としての従来の一般的説明が妥当することが判明する。

前述したように、会計処理および評価方法は、会計上の計算目的に応じて様々に変化する。一方では1つの会計事実について選択可能な多くの会計処理方法があり、他方では、その時々異なった計算目的に応じて選択する会計処理方法も異なってくる。ある選択された会計処理方法が適切か否かは、それが計算目的に適合しているかどうかという観点から判定され

る。この意味で、真実性の概念内容は目的依存的性格をもち、各時代における社会的・経済的環境条件との関連で相対的に変化するものである。

そして、会計目的は会計機能に関わっており、会計機能は相対的であり、有用な会計機能を具備した会計システムないし会計処理方法がそれぞれ真実性を有しているということになる。したがって、会計理論は語用論の体系であるとともに、積極的な意味において、相対的真実性を必要条件とした体系であるということができるのである。

参考文献

- 青柳文司 [1979] 『新版会計学の原理』中央経済社。
青柳文司 [1991] 『会計学の基礎』中央経済社。
上野清貴 [2018] 『財務会計の基礎 (第5版)』中央経済社。
永井茂男・黒崎宏 [1962] 『科学哲学概論』有信堂。
永井茂男 [1971] 『科学と論理』河出書房新社。
永井茂男 [1974] 『哲学的認識の論理』早稲田大学出版部。
永井茂男 [1976] 『世界観の論理』早稲田大学出版部。
永井茂男 [1979] 『分析哲学とは何か』紀伊國屋書店。
永井茂男 [1984] 『認識と価値』早稲田大学出版部。
永井茂男 [1988] 『現象主義と世界』世界書院。